

「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（案）」及び

「国民健康保険団体連合会等における個人除法の適切な取扱いのためのガイダンス（案）」に関する意見募集結果

| No | 該当箇所 | | 寄せられた御意見等 | 御意見等に対する考え方 |
|----|------|-----|---|---|
| 1 | 国保連 | Ⅲ-4 | <p>安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督</p> <p>(該当箇所1) ・国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（案）の23ページ、15行目「個人情報保護推進のための組織体制等の整備」以降へ追加</p> <p>(意見) プライバシーマーク（Pマーク）や情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）等の資格を組織で取得することが望ましいと考える。</p> <p>(理由) 組織としての取り組みを示す情報セキュリティの指標として、プライバシーマーク（Pマーク）や情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）等が一般的になっており、具体的な例示表記がある方がわかりやすいと考えるため。 【日本電気株式会社】</p> | <p>本ガイダンス案に記載した事項は、安全管理措置の典型的な具体例を示したものであり、全ての事案を網羅しているわけではありません。記載の例示の内容に限定する趣旨ではありませんので、国保連合会等ごとに、取り扱う個人情報の規模等に応じて適切な安全管理措置が講じられるものと考えます。</p> |
| 2 | 国保連 | Ⅲ-4 | <p>安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督</p> <p>(該当箇所2) ・国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（案）の24ページ、13行目「技術的安全管理措置」以降へ追加</p> <p>(意見) 一本人データに対する情報漏えい等対策（各種データの暗号化処理を実装）</p> <p>(理由) サイバー攻撃等による個人データの流出・漏えいの防止に有効であると考えため。また、暗号化処理を明示することで、よりセキュアな対策が図られると考えるため。 【日本電気株式会社】</p> | <p>本ガイダンス案に記載した事項は、安全管理措置の典型的な具体例を示したものであり、全ての事案を網羅しているわけではありません。記載の例示の内容に限定する趣旨ではありませんので、国保連合会等ごとに、取り扱う個人情報の規模等に応じて適切な安全管理措置が講じられるものと考えます。</p> |
| 3 | — | その他 | <p>厚生労働省ご担当者様 報道機関の皆様へ</p> <p>1、健康保険組合では本人確認を行わず身分証を発行しており通達があるにもかかわらず、本人確認をせずに確認請求に応じます。問い質したところ、個人情報を一切保持していないため企業の言いなりで発行しているそうです。健康保険の偽造事件がある</p> | <p>本意見募集はガイダンス案の内容に関するものですので、御意見は本意見募集の対象外と考えます。</p> |

| No | 該当箇所 | | 寄せられた御意見等 | 御意見等に対する考え方 |
|----|------|-----|--|--|
| | | | <p>のはこうした社撰な発行体制が原因です。</p> <p>2、韓国系の企業が同僚でいましたが、健康保険を発行していないため、同僚で病気になった人がいると国民健康保険を持っている社員を探しに来るそうです。2007年から2008年頃に聞きました。本人は結婚しているため健康保険を保持していましたが嫌だったので持っていないと嘘をついたそうです。なおほかの韓国人にも聞いたのですがと日本での就業先は日本政府と癒着がありこうした扱いをする企業がほとんどだとのことです。</p> <p>3、2の企業もIT系の企業でした。現金決済で雇用保険もない場合、税務上でも補足出来ません。事業主扱いとなりますが国民健康保険上の収入はゼロとなります。このような手法を看過すれば健康保険が赤字になり、社会保障が破綻します。</p> <p>ドナルドトランプ大統領へ</p> <p>日本はこのような社会保障に加入しない企業がかなりあり、非関税障壁となっております。適正な競争のためにはこのような企業を日本政府が徹正に取り締まるべきです。アメリカでの不法移民の問題と同じことを日本でも行っているのです。外交時の交渉ではご検討いただくようお願い申し上げます。</p> <p>【個人】</p> | |
| 4 | — | その他 | <p>—</p> <p>放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインの解説(案)の10頁記載の「匿名加工情報」について、ご教示いただきたい。</p> <p>多数の個人顧客の個人情報をを一定の項目につき抽出を行い、統計情報として利用したい。10項で引用している「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)」によれば、統計情報として利用する場合は「匿名加工情報の作成」に該当しないということだが、そうであれば「統計情報」目的でありさえすれば、すべからく「匿名加工情報」に該当しないこととなる。「匿名加工情報」と形式的には匿名加工情報の定義に該当する「統計情報」との違いは何か。</p> <p>また、抽出・分析・統計結果を作成する場合、統計結果を作成途中のデータ、すなわち、抽出後かつ分析前のデータは「匿名加工情報」に該当しないという取扱いをしてよいか。</p> <p>もし「匿名加工情報」に該当しないという取扱いをしてよい場合、このような統計結果を作成途中のデータを第三者に提供する場合、法36条4項および37条の適用がないものと取扱っても問題ないか。</p> <p>【匿名】</p> | <p>本意見募集はガイダンス案の内容に関するものですので、御意見は本意見募集の対象外と考えます。</p> |